



写

諮詢第 11 号事案 裁定案に係る質問

経企第 2818 号
令和 2 年 2 月 10 日

電気通信紛争処理委員会
委員長 田村幸一 殿

郵便番号 100-6150

住所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

名称 株式会社NTTドコモ

氏名 代表取締役社長 吉澤



令和 2 年 2 月 4 日付け諮詢第 11 号をもって総務大臣から電気通信紛争処理委員会に諮詢された裁定案につきまして、別添のとおり質問事項を提出いたします。

(別添)

裁定案に対する質問事項

問1

(P17の20行目)中継接続について「経済的及び技術的な障壁により、日本通信のみならず大手MVNOにおいても課題が解決されていないことを踏まえれば」とありますが、当社は音声接続に係る要望を日本通信以外のMVNOから受領したことがなく、また、日本通信においては、当社が提示した「当社交換機におけるプレフィックス番号の付与が可能である」「着信は現状通りでも構わない」等の解決策について応答することなく一方的に音声接続に係る協議を打ち切ったことから、具体的に検討した経緯がありません。どのような具体的な事実に基づいて「日本通信及び大手MVNOが本件課題を解決しようとしたが未だ解決できていない」と判断されたのか、御説明願います。

問2

(P.18の2行目)「よって、公正競争の確保の観点からは、ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適当である」とありますが、当社がユーザー向けに提供するのと同レベルの音声定額サービスを日本通信が実現することが可能となる料金水準を具体的に検討されたのか、検討されたのであれば、その計算過程を御説明願います。

なお、従前の日本通信と当社との協議においては、日本通信が音声定額サービスについて卸すことを協議の優先事項として定めており、卸料金の値下げについては具体的な協議に至らなかったことから、当社は、日本通信がどのような卸料金であれば音声定額サービスを実現できるのかについては、何ら提示を受けておりません。

問3

(P.18の24行目)「音声サービスは、多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現が期待できないとまでは言えないものの、音声サービスが、携帯電話サービスの導入以来提供されてきた、基礎的で成熟したサービスであることを踏まえれば、多様なサービスの弾力的・柔軟な実現を期待し、その確保を重視するよりも、顕著な公正競争上の弊害に対応することを重視すべきであると判断することが適当である」とある点について、かかる御判断は、将来的な音声サービスのイノベーションに期待するよりも、とにかく料金を下げるこそが重要であるという政策提言と理解しましたが、かかる理解に誤解があれば具体的にご指摘下さい。

なお音声サービスについては、VoLTEによる高品質な通話が新たに提供されているこ

とに加え、聴覚に障がいのある方が通話相手の言葉をリアルタイムで文字に変換しスマートフォン画面に表示する「見える電話」サービスや、通話翻訳等、事業者の創意工夫によるイノベーションの創出が現在進行形で進められており、当社としては、なお音声サービスのイノベーションは大きく期待できる状況であり、基礎的で成熟したサービスに至っているとは認識しておりませんことを付言させて頂きます。

問4

(P.21の8行目)「その際、更新後の料金により当該実績値の発生年度の期首(当該期首が裁定を行った日より前である場合は、裁定を行った日)まで遡及して精算することとする。」とありますが、2021年度に利用分については、2021年度の実績値に基づく卸料金で精算を行うということでしょうか。

仮にそうだとした場合、音声接続料の場合と異なる精算方式が不可欠であるとする根拠を御説明願います。

問5

(P.21の11行目)「将来的に、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の代替手段として、接続による音声通話サービスの提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合」とありますが、どのような場合を示すものか、認める主体、客観的とは何か、その判断基準と根拠について御説明願います。

以上